

故植木公一さんに感謝状



令和5年9月22日にご逝去された植木公一さんに、11月17日、村長からご家族へ感謝状を贈呈しました。

植木さんは、昭和63年4月1日から令和5年9月22日までの多年にわたり、村国民健康保険運営協議会委員として、国民健康保険制度の健全なる運営にご尽力されました。

問 税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

学校教育の発展に貢献 平本幸一さんが瑞宝双光章を受章



元緑中学校長(平成12年度～15年度)の平本幸一さんが長年にわたり学校教育に貢献されたとして、瑞宝双光章を受章され、11月16日に村長へ報告に訪れました。

問 学校教育課学校教育係 ☎(288)1215

費
無料

内
耐震診断
・耐震改修についての相談など

① ② ③の全てに該当する木造住宅を所有する方
① 村内に自らが所有し居住しているもの
② 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅であるもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増築したものを除く)
③ 木造在来工法で建築されたもの(枠組壁工法またはプレハブ工法によるもの)

場
役場庁舎1階・村民相談室

日
12月16日(土)
午後1時30分～午後4時
30分※予約必要

住宅の耐震性の向上と地震に強い安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の無料耐震相談会を開催します。

木造住宅の無料耐震相談会を開催します

総務課
安全防災交通係
☎(288)12212

木造住宅の耐震診断および耐震改修工事の費用を補助します

ご利用の方はご連絡ください。

- ・一般診断費用の4分の3(上限7.5万円)
- ・耐震改修費用の2分の1(上限50万円)

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212

他
診断をご希望の方は、耐震診断費補助金交付制度をご利用ください。
・村では、民間企業に耐震診断やリフォーム工事などの戸別訪問を依頼することはありません。悪質な訪問販売などにご注意ください。

国民年金

「保険料控除証明書」が送付

国民年金保険料は、確定申告することでその全額が控除されます。なお、控除の続きに必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、申告の際にご使用ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

送付時期	納付期間
10月中旬～11月上旬	1～9月分
1月下旬～2月上旬	10～12月分

記号一覧
日 日時
期 期間
場 場所
対 対象
内 内容
講 講師
費 費用
申 申し込み
問 問い合わせ

路線バス通勤定期券の購入費を補助

政策推進課
政策推進係
☎(2888)1213

路線バスの通勤定期券を購入し通勤している方で、自己負担額が生じている方に対し、定期券の購入費の一部を補助します。

対 村内在住者

内 購入時の自己負担額の2分の1(千円未満切捨て)※村内を通過するバス路線に係る自己負担額に限る。

申 定期券の有効期間の初日から30日以内に、申請書に次の必要書類を添えて、政策推進課窓口へ提出してください。

① 本人確認書類の写し

② 雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書

③ 通勤定期券の写し

④ 定期券内容控および領収書の写し

他 申請書および雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書は、政策推進課窓口で配布または村ホームページからダウンロードが可能です。

・詳しくは担当課までお問合せください。

転出届はマイナポータルから手続き可能！

税務住民課
住民保険係
☎(2888)8849

転出届はマイナポータルを通じて提出できます。

利用の条件

・電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていること(電子証明書の利用にあたり、マイナンバーカードの暗証番号が必要になります)

・日本国内での引越しであること

ること

※転出手続き後、別途、転入先市区町村の窓口で転入届出が必要になります。

※保険、税金、学校、水道などの手続きは別途必要です。担当課へお問い合わせください。

厚木市歯科保健センターにおける障がい者歯科検診

厚木市保健センター
☎(224)6081

障がい者歯科

厚木市歯科保健センターでは、県央地区にお住まいで障がいのある方を対象に一般診療所では困難な方の歯科診療を行っています。

嘔吐反射が強い方や障がい者の方には「静脈内鎮静法」といって、麻酔を使用し治療も行っています。「静脈内鎮静法」とは、緊張を和らげるための麻酔(薬剤)を静脈内に投与する方法で、患者さんのストレスを軽減し、円滑な治療を行います。

診察日(予約制)

火曜日/午後1時30分～5時

木曜日/午前9時～午後5時

摂食嚥下発達支援診療

食べ物や飲み物をうまく口に運べない、お口の中で食べ物や飲み物がうまく飲み込んでくれないなどの摂食障害や、胃に送り込めないなどの嚥下障害があるお子様に対し、機能訓練を保護者の方

と一緒にいきます。お子様の性格や成長・発達段階に合わせた訓練を根気よく行い、円滑で安全な食生活が送れることを目指しサポートします。

診察日(予約制)

月1回土曜日/午前9時30分～午後1時

口腔衛生指導

障がい者歯科に通院されている患者さんを対象に新たなムシ歯の発生を予防するため、ブラッシング指導、機械による歯面清掃、フッ素塗布、口腔内清掃を行います。

指導日(予約制)

土曜日/午後1時30分～5時(第3土曜日は休診)

申 予約受付は月～金の午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分までに電話で申し込み

場 厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター

年末の交通安全運動

飲酒運転根絶強化月間

期 12月1日～31日 ～乗る人も 飲ませるあなたも 犯罪者～

年末の交通事故防止運動

期 12月11日～20日 ～無事故で年末 笑顔で新年～

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212



令和4年度清川村交通安全ポスターコンクール 前田律人さんの作品

特設人権相談所を開設

子育て健康福祉課
健康福祉係
☎(28800)38601

人権意識を育み、偏見や差別をなくすため、「特設人権相談所」を開設します。

相談員は村人権擁護委員です。相談は無料で秘密は守られますので、人権に関するお悩みがありましたらお気軽にご連絡ください。なお、事前の申し込みは必要ありません。

☎ 12月5日(火)午前9時30分～午後4時30分

☒ 保健センターやまびこ館
2階・多目的集会室

下水道へ接続しましょう

環境上下水道課
上下水道係
☎(28800)38602

下水道は、衛生的で快適な生活環境や川などの水質を守るために整備されていますが、皆さんに接続していただかなければ効果を十分に発揮することができません。

下水道整備区域にお住まいで未接続の方は、良好な生活環境を保つためにも1日でも早く下水道への接続をお願いします。

12月4日から10日は「第75回人権週間」

世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から10日まで)は「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚に向けた啓発活動が全国的に展開されます。

みんなが幸せな生活を送れるように、人権問題を見つめ直しましょう。

下水道に油などを流さない
てください

下水道に油が流れると下水道管が詰まる原因となります。特に気温が下がる冬場は油が固まりやすくなりますので、使用した油は新聞紙やキッチンペーパーに吸わせたり、市販の凝固剤で固化させて燃えるごみに出しましょう。

薪ストーブの使用方法に注意しましょう

環境上下水道課
環境係
☎(28800)38602

近年、ご自宅に薪ストーブを導入されるご家庭が増えてきました。しかし、それと同時に薪ストーブの使い方が原因で、煙や臭いの苦情が村に寄せられています。

薪ストーブの適切な使用を心掛け、次のことに注意してください。

・**点火する時間に気を付けましょう**

本体と煙突が冷えている時には、煙や煤の発生が起きやすいので、点火時にはご近所の洗濯物を干す時間を避け、できるだけご近所の方に対しての配慮を怠らないようにしましょう。

・**しっかりと乾燥させた薪を使いましょう**

湿った薪は不完全燃焼を起こしやすく、煙や臭いが出やすくなりますので、十分に乾燥した薪を使いましょう。

・**煙突の清掃は定期的に行いましょう**

専門家による定期的な点検や清掃を行うことによ

り、煤の飛散を防ぎ、煙道火災予防にもなります。

・**薪の保管場所に気を付けましょう**

シロアリや蜂などの害虫を呼び寄せてしまう恐れもありますので、乾燥状態を保ちながら、安全に保管できる場所を確保しましょう。詳しくは、木質バイオマスストーブ環境ガイドブック(環境係)をご覧ください。



木質バイオマス
ストーブ環境
ガイドブック



令和6年4月から 水道料金・下水道使用料を改定します



将来への負担を軽減し、安全で安心な簡易水道・下水道を未来につなぐため水道料金・下水道使用料の改定にご理解をお願いします。

☎環境上下水道課上下水道係 ☎(288)3862



詳しくはこちら

勤労者の方などの住宅取得を「利子補給」で支援

村づくり観光課
村づくり振興係
☎(28800)28004

住宅を新築・増改築または購入し、金融機関から住宅資金の融資を受けた方を対象に、利子補給金を交付します。

期 今回の利子補給期間／令和5年1月から12月までの12カ月分

※転入時期などにより令和4年分の申請手続きができなかった方は、今回の利子補給金とあわせて申請可

内 融資金額(限度額500万円)に応じて、年1・5%以内

※交付時期は、令和6年3月を予定

申 閉庁日を除く令和6年1月4日(木)～1月31日(水)の期間中、交付申請書に必要事項を記入し、金銭消費貸借契約書の写し(初回申請の方のみ)、償還表(返済予定表の写し)を添付し提出。

※前年に申請された方も手続きが必要です。

他 申請書は、村ホームページまたは役場1階村づくり観光課窓口で配布します。

村づくり観光課
商工観光係
☎(28800)28004

きよかわ元気応援券(第5弾)

村づくり観光課
商工観光係
☎(28800)28004

【住民の皆さんへ】

利用期間は、令和5年12月31日(日)までです。商品券をお持ちの方は、お忘れのないようご利用ください。なお、利用期間を過ぎますと、商品券は無効となります。商品券は返金や払い戻し、換金はできません。

【事業者の皆さんへ】

商品券の換金について

日 開庁日の午前9時～午後5時

場 役場1階村づくり観光課

期 来年1月31日(水)まで

※商品券は自動枚数計算機で数えますので、折り曲げないよう保管してください。

**いざという時のために
心肺蘇生法を身につけよう!**

普通救命講習会を開催

1人でも多くの村民の方に応急手当の知識と技術を身につけていただくため、心肺蘇生法や大出血時の止血法、自動体外式除細動器(AED)の取り扱いを学ぶ講座を開催します。

日 令和6年1月25日(木)

午後1時30分～4時30分

場 役場庁舎4階・住民センター集会室

対 村内在住・在勤者 15名

※定員を超えた場合は抽選で決定します(抽選日は12月18日(月))。

申 12月15日(金)までに電話で申し込み

問 厚木市消防本部救命救急課 ☎(223)9365

歳末火災特別警戒

期 12月25日(月)～31日(日)

「火を消して

不安を消して つなぐ未来」

(令和5年度統一防火標語)

年末にかけて、火災の発生が多くなる時期です。皆さんに安心して新年を迎えていただくため、消防団が「歳末消防特別警戒」を実施します。

期間中は、各地域の消防団が消防車による巡回広報し、火災予防を呼びかけます。

お出掛け前、お休み前にはもう一度火の元の確認をお願いします。

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212

ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

**くらしの安全・
安心だより**

**親しい仲間同士のつながりを利用した
マルチ取引の勧誘に注意!**

友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が障がい者同士のつながりを利用して行われているケースがみられます。説明をうのみにせず、たとえ親しい人からの誘いであっても、必要のない契約はきっぱりと断りましょう。家族や周囲の人は変わったようすがないかなど日ごろから気を配りましょう。少しでも不安を感じたら消費生活センターに相談してください。

問 消費者ホットライン ☎188、厚木市消費生活センター ☎(294)5800